

第1章 再調査の概要

第1節 再調査に至る経緯

1 旭川市いじめ防止等対策委員会による調査・答申

旭川市の市立中学校2年に在籍する女子生徒が、2021年2月13日に行方不明となり、同年3月23日に旭川市内の公園において遺体で発見された。

旭川市教育委員会（以下「市教委」）は、2021年6月4日に旭川市いじめ防止等対策委員会（以下「原委員会」）に対して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」）第28条に規定するいじめの重大事態の調査等について諮問した（以下「原諮問」）。

原委員会は、法第14条第3項に規定する組織として旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例第10条に基づき設置される常設の組織であり、令和3年度当初の時点で4名の委員が在籍していたが、原諮問の前に2名が離任しており、調査に当たっては新たに委員3名と臨時委員3名、諮問以降にさらに臨時委員3名が就任し、11名の委員により構成されることとなった。その後、2名が離任し、最終的に9名の委員により調査が行われた。

2021年6月4日開催の会議以降、2022年9月6日まで全44回の会議、アンケート調査や聴取調査、関係資料の収集、精査・分析などの調査活動を行い、2022年4月14日にいじめの事実認定等に関して中間報告を、2022年9月12日に原諮問に対する答申として調査報告書（以下「原報告書」）を、市教委に提出した。

2 再調査申立て

原委員会から市教委に原報告書が提出された2022年9月12

日当日、旭川市いじめ事件被害者遺族弁護団は、原委員会の調査が不十分であるとし、その理由として7つの問題点を挙げ、法第30条第2項に基づく再調査を要望する所見書を旭川市長に提出した。

3 本再調査委員会の設置

原報告書及び所見書の提出を受けた旭川市長は、その内容を精査・検討の上、再調査が必要と判断し、旭川市議会令和4年第3回定例会に旭川市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」）の設置等に係る議案を提出した。同年10月7日の市議会の議決を経て再調査実施が決定され、これを受けて下表（五十音順）5名の委員による委員会が設置された。

各委員は2022年12月7日付で市長から委嘱を受けて委員に就任し、同年12月22日に第1回会議を開催し、委員長に尾木委員、副委員長に野村委員が選任された。

氏名	役職	所属等
伊東 亜矢子		第二東京弁護士会 三宅坂総合法律事務所 弁護士
尾木 直樹	委員長	教育評論家 法政大学名誉教授
斎藤 環		筑波大学医学医療系名誉教授 精神科医
仲 真紀子		国立研究開発法人理化学研究所理事 立命館大学O I C総合研究機構招聘研究教授 北海道大学名誉教授 心理学者

野村 武司	副委員長	埼玉弁護士会 東京経済大学現代法学部教授 獨協地域と子ども法律事務所 弁護士
-------	------	--

第2節 再調査の方針とその内容

1 市長からの諮問及び再調査の方針

委員会は、2022年12月22日の第1回会議において、旭川市長から次の3項目の諮問を受けた。

- ① いじめの認定の再検証
- ② いじめと自死との関連性の再検証
- ③ 学校及び市教委の対応についての再検証と再発防止策の提言

委員会では調査を行うに当たり、まず初めに「旭川市いじめ問題再調査委員会運営要綱」を制定し、調査の基本方針や調査方法、会議非公開の原則などを決定した。また委員の共通認識として、調査の目的は重大事態に対処し、重大事態と同種の事態の発生を防止することはもちろんであるが、「何故亡くなったのかを知りたいという遺族の気持ちに応えること」、また「本調査は法的責任の有無を検討するために行うものではないこと」をあらためて確認し、そのような検討とはかわりなく、「調査によって得られた情報から本件の全容解明に努めること」を今回の調査における重要な目的とし、この観点における「第三者性」と「公正性」が本調査における原理原則となることを共通認識とした。

2 会議の開催

2022年12月22日の第1回会議開催以降、令和4年度に4回、令和5年度に14回、令和6年度に4回の計22回の会議を開催した。

3 聴取及び資料収集

(1) 聴取

遺族及び遺族代理人弁護士、児童・生徒、教諭及び教育委員会担当者、その他関係者を対象として、延べ34人に対し聴取調査を行った（書面質問に対し書面回答が得られたものを含む）。

(2) 資料収集

ア 原委員会

原委員会が行った調査において収集または作成した資料一式の貸与を受けたほか、調査報告書の作成に至る経過につき、原委員会委員の聴取を行い、追加の資料提供を受けた。

イ 遺族及び遺族代理人

遺族及び遺族代理人弁護士との面会時に、原委員会には提供されなかった資料の存在を確認し、提供に至らなかった理由、委員会がその提供を受けるに当たり留意すべき事項などを確認した。その上で厳格な情報管理を担保するため、委員会における情報管理についての規定を制定し、理解を得て新たな資料の提供を受けた。

ウ 教育委員会及び小・中学校

調査に当たり原委員会から貸与を受けた資料では確認できなかったもの、調査を進めていく過程で資料の所在が明らかになっ

たものについて、都度、提供依頼を行い、提供を受けた。

エ 北海道警察旭川方面本部

各種資料や関係者の聴取調査等を進めていく中で、資料の存在は推知されるもののその具体的な内容が分からないものや、当事者間のやり取りの実態が判然としないものなどについて、資料の具体的内容の確認や、実際の経過の確認のため、警察担当者からの聞き取りや、警察が保有する資料の提供などを求めたが、これについては提供を受けることが出来なかった（一部、委員会からの質問に対し回答頂いたものはあった。）。